

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇〇〇〇（以下、甲という）と株式会社プレシヤスHR（以下、乙という）とは、甲の人材採用コンサルティングに関し、次の通り契約を締結する。

第1条（業務内容）

甲の諸条件に沿った人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（紹介手数料の発生）

1. 甲が乙に支払う人材紹介手数料（以下、紹介手数料という）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ甲が採用を決定した者（以下、採用決定者という）が甲への入社意思を書面にて提示し、実際に甲へ入社した日をもって発生する成功報酬方式とする。
2. 採用決定者が甲への入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介手数料は発生しないものとする。
3. また、乙は前項の場合、甲に対し、これに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第3条（紹介手数料）

紹介手数料は、次の（１）～（２）に従って算出する。

- （１）採用決定者の採用初年度換算分の**30%**（消費税及び地方消費税別）とする。ここでいう「採用決定者の採用初年度換算分」とは、該当者に支払われる採用初年度予定年収（通勤費を除く全ての諸手当、及び前年度の全従業員の平均賞与月数より想定した支給額見込賞与を含む）とする。
- （２）乙が甲からの要請に基づき特別なコンサルティングを実施した場合は、当該コンサルティング活動に関して発生する活動費及び報酬については、別途協議の上決定することとする。

第4条（紹介手数料の支払い）

甲の乙に対して支払う紹介手数料は、採用決定者が実際に甲へ入社した日の属する月の末日締めとし、翌月末日迄に、乙に対して、第3条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みにより甲が支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第5条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己都合により下記の期間内に退職した場合、甲は乙に対して採用決定者の退職日から1ヶ月以内に紹介手数料の返還を求めることができるものとする。乙は甲の紹介手数料返還申請に対して、次の通り甲の紹介手数料返還申請日の属する月の翌月末日迄に返還するものとする。

- 入社後 1 か月以内に退職： 紹介手数料の80%
- 入社後 3 か月以内に退職： 紹介手数料の50%

但し、甲の採用決定者に対する待遇、及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。